

令和7年度 江の川漁業協同組合 漁業権区域図

- 漁業権河川 (内水共第40号：あゆ・こい・うなぎ・ふな・はや)
 - 漁業権河川 (内水共第41号：やまめ)
 - 禁止区域
 - 網漁等制限区域
 - はや釣り専用区
- ※詳細は裏面の禁止区域(第5条)をご覧ください。

解禁日

- あゆ**
- 友釣／5月20日(火)日の出より(全河川)
 - ルアー釣／5月20日(火)日の出より(生田川)
 - 投網等／6月 1日(日)日の出より(生田川・長瀬川を除く全河川)
 - 7月 1日(火)日の出より(生田川・長瀬川)
- やまめ**
- 投竿釣 3月 1日(土)日の出より(布野川)

遊漁料は
裏面に記載が
あります

- 注意事項
- ◎遊漁規則を守り、違反やトラブルのないようにしてください。
 - ◎遊漁するには、遊漁証を携帯してください。
 - ◎遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従ってください。
 - ◎遊漁に際しては、相互に適切な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはいけません。
 - ◎遊漁証を他人に譲渡し又は貸与したり、記入事項を書き替えてはいけません。
 - ◎遊漁に際しての事故等については、当組合は一切責任を負いません。
 - ◎遊漁に際しては、交通の妨げ、周辺の田・畑・畦道・獣害防護柵等に支障を及ぼさないよう十分に注意してください。
 - ◎ゴミ等は必ず持ち帰ってください。

お問い合わせ先

江の川漁業協同組合
広島県三次市三次町1857-1
TEL.(0824)62-2744

川をきれいにしましょう たくさんの生命を育み、豊かな自然環境を生み出す川を大切にしよう。

